

# 狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書等に関する第1回質問・回答

狭 山 市

平成19年5月25日

狭山市立第一学校給食センター更新事業の入札説明書等に関して、平成19年4月25日(水)から平成19年5月7日(月)までの間に受け付けた質問に対して回答したものです。

寄せられた質問は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、事項別の分類及び記載位置については、市で整理しています。

本回答については、現時点での市の考え方を示したものであり、今後変更する可能性があります。最終的には最新の入札関連書類に基づいてください。

第二回目の質問回答に向けての留意点

- ・ 質問者の特殊な技術、ノウハウ等が含まれ、非公表扱いを希望する質問については、その旨を明記してください。市が質問者の権利等を害するおそれがあると判断したものについては、非公表にて回答します。ただし、権利等を害するおそれがないと判断したものについては、公表対象の質問に変更されるか、取り下げいただく場合があります。
- ・ 公表済みの質問回答をご確認いただき、質問が重複しないことを確認の上、提出してください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 基本協定書(案)に関する質問

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1			1	1			目的	2行目の「構成企業が設立する」の箇所は、「構成企業等が設立する」になりませんか(協力企業他を含める意図です)。	協力企業及びその他の者による出資は、義務付けされているものではないことから、現状の記述のとおりとします。
2			1	2	2		当事者の義務	「甲の要望事項を尊重」とありますが、当該要望は要求水準を逸脱せず、事業者の費用増加とならない範囲で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	様々な状況が想定されるため、本基本協定を締結し、双方協議して行く旨を規定したものです。
3			1	3	1		事業予定者の設立	「平成 年 月 日までに」行うのは、事業予定者の設立まででよろしいでしょうか。それとも書類の提出まで行うのでしょうか。	事業予定者の設立までとします。
4			1	3	4		事業予定者の設立	基本協定書の原本に添付する「別紙1」の書式に株式数や出資者名を記入することになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
5			2	5	2		業務の委託、請負	事業契約締結から各構成企業との委託契約締結までには、一定期間を要しますので、1行目「速やかに」は削除していただけますでしょうか。	訓示的な意味で用いられるとご理解ください。現状の記述のとおりとします。
6	本編		2	6	2		事業仮契約の締結	「入札前に確定することができなかった事項を除く」とは、事業者の提案内容が、貴市が事業契約書(案)を作成する段階で予想し得る範囲内のものであるとは限らず、入札前の契約書(案)で具体的・確定的に定めることが困難なケースを想定し、落札者決定後、事業契約を締結する段階で、必要に応じて入札前に公表された契約書(案)等の内容を、協議により変更することも基本的に可能としているとの理解でよろしいでしょうか。	「入札前に確定することができなかった事項」とは、事業者提案による事項(サービスの対価に関する事項や食数の変動による変動費と固定費に関する事項等)を想定しており、必要に応じ協議により変更するものではありません。
7			2	6	3	(1)	事業仮契約の締結	3行目の「乙」は、「代表企業又は構成企業」ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
8			2	6	4		事業仮契約の締結	本施設等の設計及び建設工事等の費用には、事業契約書(案)別紙4表2記載の調査・設計費、建設工事費、工事監理費が該当するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、契約書(案)に関する質問 81もご参照ください。
9			3	6	4		事業仮契約の締結	代表企業が参加資格要件を欠くこととなったため事業契約を締結できなかったという場合、ここで言う「乙の責めに帰すべき事由」に該当することになるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10			3	6	4		事業仮契約の締結	本項でいう「乙の責めに帰すべき事由」とは、本条第3項に規定する場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	その他の事由も含まれます。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 基本協定書(案)に関する質問

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
11	本編		3	6	4		事業契約不締結にかかるペナルティ	「甲は、乙の責めに帰すべき事由により……設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額の100分の10に相当する金額を請求することができるものとする」とありますが、この項目は当然に当該基本協定締結後に発生すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	本編		3	6	4		事業仮契約の締結	本項は事業契約を締結できないことに対する損害の賠償金額を規定するものと思料しますが、スケジュールの遅延及び再入札等に伴う手続きのやり直し等に係る費用に充当するものとするれば過大ではないかと思われま。設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額の100分の10を請求できるとした根拠をご教示ください。事業者にとって入札参加に向けた障壁となる可能性もあるので、金額の再考をお願いできないでしょうか。	狭山市建設工事請負契約約款第46条第2項に準じた規定で、この度の第一学校給食センター更新事業の契約入札手続での不正に対する違約罰としての意味合いを有するものです。
13			3	7			出資者保証書等	本条文では、別紙1に調印するのは代表企業と構成企業のみと読めますが、別紙1の書式の署名欄には協力企業も含まれています。協力企業は出資者保証書に調印することになるのでしょうか。また、条文からは協力企業は別紙2に調印するようにも読めますが、前段がYesの場合は協力企業は別紙1と別紙2の両方必要なのでしょうか(迂遠に感じますが)。	協力企業は株式の引受けが義務付けられていませんので、ご指摘のとおりご理解に立って、別紙1を修正します。
14			3	9	2		資金調達	「融資を行う金融機関が決定した場合」とは、融資契約が締結された時点のことを言うのでしょうか。	正式には、融資契約締結時となりますが、融資契約締結前においても、融資先の見込みや融資に関し市にとって重要な情報を提供していただきたいと考えています。
15			3	9	2		資金調達	「当該金融機関等の名称その他の詳細を直ちに甲に通知すること」とありますが、「その他の詳細」とは何か、具体的にお示し願います。貸付金利、返済条件等個々の融資条件についても含まれるのでしょうか。	質権設定、担保権設定など行った場合には、その内容を示す書類が想定されます。個々の詳細な融資条件については、含まれません。
16	本編		4	11			談合等の不正行為に係る損害の賠償	損害の賠償は、第6条第3項各号の何れかの事由により、事業契約締結に至らなかった場合にのみ、請求できるとの理解でよろしいですか。またその場合、第6条4項に規定する金額と重複して請求されることはないとの理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
17				11	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業期間中に、第6条第3項各号のいずれかの事由が生じた場合に貴市が受ける損害とは、どのようなものを想定しているのでしょうか。	業務実施者を再選定する場合の費用や再選定までの期間の代替措置に要した費用などが想定されます。
18				11	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業期間中に、第6条第3項各号のいずれかの事由が生じた場合について、事業契約の解除事由に当たるのでしょうか。事業契約(案)に該当条文があれば、ご教示ください。	事業契約書(案)第65条第3項5号に該当する場合には、解除となるものです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 基本協定書(案)に関する質問

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
19				11	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業期間中の損害賠償については、基本協定書ではなく、事業契約に定められるべきものと認識していますが、基本協定書で定める理由をご教示ください。	損害賠償の請求先は、請求の原因者とされる基本協定を締結した相手方となるためです。
20				11	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	本項については貴市への施設引渡し後は適用されないという理解でよいでしょうか。	適用されるものとお考えください。
21			4	11	1,2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	本項の規定は事業契約書(案)にはみられないことから、仮に本項に当てはまる事象が発生した場合には貴市からの請求先はSPCではなく、代表企業ならびに構成企業となるとの解釈で差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
22			4	11	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	契約を解除せずにスケジュール通りに事業が進捗している限りは貴市に損害は生じないかと存じます。本項に当てはまる場合の貴市の損害とは、具体的にどのようなものを想定しておられるかご教示願います。	前段：事業が継続されている場合には、現段階において想定される損害は、ありません。 後段：前出 17をご参照ください。
23							全般	基本協定書の有効期間についての定めがありませんが、事業契約締結までとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了までとなります。
24		1	1				前文	5行目「...の事項を連帯して誓約し...」とありますが、この「連帯して」の削除をご検討いただけないでしょうか。	訂正が必要とされる理由が不分明なため、現状のとおりとします。
25		1	1	1			出資者保証書	「商法」ではなく、「会社法」でしょうか。	引用法律を会社法に修正します。
26		1	1	2	(2) (3)		出資者保証書	それぞれの冒頭に、「本日時点における」を挿入していただけないでしょうか。	保有株式を明確化するため、ご指摘のように、修正します。